

最大20万円

平成28年度も実施

住宅リフォーム工事に補助

今年度実施した住宅リフォーム事業補助制度を平成28年度も行います。住宅のリフォームをお考えの人は、ぜひ、ご検討ください。

●問い合わせ
商工観光課商工振興室
☎53-2111
(内線353・354)

補助対象者

補助金の交付を受けることができる人は、次の要件を全て満たしている人です。

- ① 市内に住民登録をしており、登録された住所に現在、居住していること。
- ② 個人の住宅、店舗などの併用住宅、マンションなどの集合住宅の所有者または所有者の2親等以内の家族であり、申請する住宅に現に居住していること。
- ③ 補助金の交付申請をする時に市税を滞納していないこと。

補助対象工事

補助対象となる工事費用が20万円(消費税込み)以上で、市内に本店がある法人または市内に住所がある個人事業主によって行われるリフォーム工事が対象です。

●補助対象工事(例)

土台・基礎の工事、屋根の葺き替え、天井・壁・床の改修、トイレ・洗面台などの交換、下水道への接続工事、耐震工事、バリアフリー工事など

●補助対象外工事(例)

カーテンなどの設置やテレビ・エアコンなどの電化製品の取り替え、車庫・造園などの工事、設計費用、高効率給湯器(エコキュートなど)の設置・交換、省エネ住宅ポイントとの併用など

補助金の額

対象補助経費の30%以内で、上限額は20万円(千円未満の端数切り捨て)です。(市の他の補助金との併用はできません。) ※なお、平成28年第1回市議会定例会で、予算が議決された場合に実施します

今回からは、各支所でも受け付けを行います



商工振興室 玉木副参事

補助金交付申請の受け付け

■受付期間

[本庁] 4月4日(月)～8日(金)
[各支所] 4月6日(水)～8日(金)
いずれも 午前9時～正午
午後1時～午後5時

■受付会場

(本庁) 5階 第4会議室
(各支所) 産業建設課

- ※予算枠(6千万円を予定)を超えた場合は「抽選」となります
- ※抽選となった場合は、平成27年度に補助金の交付を受けていない人を「優先」します
- ※申請書類は商工観光課・各支所産業建設課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます
- ※補助金の交付を申請し、交付が決定した後に着手する工事が対象となります
- ※補助金の交付は一住宅につき、同年度内に1回限りです

住宅リフォーム事業の流れ

